

**令和5年4月9日執行
統一地方選挙**

1	あらかし	1
2	事務執行日程	2
3	投票区及び開票区	10
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	10
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	10
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	16
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地	16
4	選挙人名簿登録者数	17
	(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録	17
	(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録	17
5	選挙長及び開票管理者等	18
	(1) 選挙長及び同職務代理者等	18
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	18
6	選挙事務関係者	19
	(1) 投票事務関係者	19
	(2) 開票事務関係者	20
	(3) 選挙会事務関係者	20
7	選挙啓発事業	21

(別冊1) 広島県議会議員一般選挙

(別冊2) 広島市議会議員一般選挙

(別冊3) 広島市長選挙

花電車の運行



市長選挙の七つ道具点検



市長選挙の立候補受付



投票風景



開票風景



1 あらまし

広島県議会議員（令和5年4月29日任期満了）・広島市議会議員（令和5年5月1日任期満了）の一般選挙及び広島市長（令和5年4月11日任期満了）選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」（令和4年法律第84号 令和4年11月18日公布・施行）により、令和5年4月9日に第20回統一地方選挙として執行した。

【広島県議会議員一般選挙】

広島県議会議員一般選挙の立候補者は、定数64人に対して、前回（平成31年4月7日執行）の77人より11人多い88人が届け出た（倍率1.38倍）。

広島市での立候補者は定数26人に対して、前回の28人より11人多い39人が届け出た（倍率1.50倍）。

県下23選挙区のうち11選挙区が無投票となり、広島市においては、東区、西区及び佐伯区選挙区が無投票となった。

投票率は、前回の39.75%に比べて、3.88ポイント低い35.87%となった。広島市では前回の41.03%に比べて、6.09ポイント低い34.94%となった。

【広島市議会議員一般選挙】

広島市議会議員一般選挙の立候補者は、定数54人に対して、前回（平成31年4月7日執行）の80人より4人多い84人が届け出た（倍率1.56倍）。

投票率は、前回の36.53%に比べて、2.13ポイント低い34.40%となった。

【広島市長選挙】

広島市長選挙の立候補者は、前回（平成31年4月7日執行）と同数の3人が届け出た。

投票率は、前回の36.62%に比べて、2.09ポイント低い34.53%となった。

開票の結果、松井かずみ候補（無所属）258,336票、高見あつみ候補（日本共産党）36,595票、大山宏候補（無所属）28,186票となり、松井かずみ候補が当選した。

2 事務執行日程

月日	曜日	期日前・後	告示前・長	告示前・県後議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令	
					<ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画の決定 臨時啓発事業計画の策定及び実施 市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 諸印刷物の発注依頼 候補者のしおりの検討 選挙公報掲載申請のしおりの検討 公費負担のしおりの検討 投・開票事務取扱要領の検討 選挙公報配布計画の検討 区選管等との打合せ 供託物取扱機関への選挙期日・立候補届出期間の通知 人事課へ職員データの提供を依頼 		<ul style="list-style-type: none"> 選挙執行計画及び事務分担の決定 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 開票管理者及び同職務代理者の内定 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 投・開票事務従事者の選定 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 選挙のお知らせ関係事務 個人演説会関係事務 ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 選挙人名簿選挙時登録の準備 投票箱等投・開票器材の配送計画 選挙公報配布の補完措置 投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 市広報紙(区版)へ臨時啓発記事掲載依頼 区役所懸垂幕・のぼり掲示場所の確保 				<ul style="list-style-type: none"> ※【県議】投票用紙 白色の用紙に黒色のインクで印刷 ※【市議】投票用紙 水色の用紙に黒色のインクで印刷 ※【市長】投票用紙 黄色の用紙に黒色のインクで印刷
12/6	火	-95									
12/7	水	-95									
12/8	木	-95									
12/9	金	-95									
12/10	土	-95									
12/11	日	-95									
12/12	月	-95			<ul style="list-style-type: none"> 管理職職員従事計画(案)を各任命権者へ提出 						
12/13	火	-95									
12/14	水	-95									
12/15	木	-95									
12/16	金	-95									
12/17	土	-95									
12/18	日	-95									
12/19	月	-95									
12/20	火	-95									
12/21	水	-95									
12/22	木	-95									
12/23	金	-95			<ul style="list-style-type: none"> 各任命権者へ投・開票事務従事者の選任を依頼 						
12/24	土	-95									
12/25	日	-95									
12/26	月	-95			<ul style="list-style-type: none"> ●委員会開催(定例) 15:30 委員室 						
12/27	火	-95									
12/28	水	-95									
12/29	木	-95									
12/30	金	-95									
12/31	土	-95									
1/1	日	-95									
1/2	月	-95									
1/3	火	-95									
1/4	水	-95									
1/5	木	-94									
1/6	金	-93									
1/7	土	-92									
1/8	日	-91									
1/9	月	-90			<ul style="list-style-type: none"> ●【県議】【市議】【市長】後援団体に 関する寄附等の禁止期間の開始 (選挙期日前90日に当たる日から 選挙期日まで) 	特例法6					
1/10	火	-89									
1/11	水	-88									
1/12	木	-87									
1/13	金	-86									
1/14	土	-85									
1/15	日	-84									
1/16	月	-83									
1/17	火	-82									
1/18	水	-81									
1/19	木	-80									
1/20	金	-79									
1/21	土	-78									
1/22	日	-77									
1/23	月	-76			<ul style="list-style-type: none"> 各任命権者へ期日前投票事務従事者の選任を依頼(出張所等) 						
1/24	火	-75									
1/25	水	-74			<ul style="list-style-type: none"> ●委員会開催(定例) 15:30 委員室 						
1/26	木	-73									
1/27	金	-72									
1/28	土	-71									
1/29	日	-70									
1/30	月	-69			<ul style="list-style-type: none"> 管理職職員決定通知書の送付 各任命権者への投・開票事務従事者の承認依頼 						

月日	曜日	期日前・後	告示前・長	告示前・県後議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令	
1/31	火	-68									
2/1	水	-67			・【市議】【市長】市広報紙への記事掲載(立候補予定者説明会)						
2/2	木	-66									
2/3	金	-65									
2/4	土	-64									
2/5	日	-63									
2/6	月	-62									
2/7	火	-61									
2/8	水	-60			・【県議】【市議】【市長】署名収集の禁止期間の開始(選挙の期日前60日から選挙期日まで)	特例法施行令2					
2/9	木	-59									
2/10	金	-58									
2/11	土	-57									
2/12	日	-56									・【市長】任期満了日前60日
2/13	月										
2/14	火				△ 選挙長等事務打合せ会 15:00 北庁舎3階第4会議室						
2/15	水				● 委員会開催(定例) 15:30 委員室 ・選挙日程及び臨時啓発事業 ・選挙長、同職務代理者の内定 ・ポスター区画数の決定 △ 市・区選管委員長・事務局長合同会議 16:00 北庁舎3階第4会議室						
2/16	木										【県議】市区町事務打合せ会 9:30 WEB
2/17	金				・ポスター掲示場設置業務(開礼日)						
2/18	土										
2/19	日										
2/20	月										
2/21	火				・ポスター掲示場設置業務(落札決定)						
2/22	水				△【市長】確認団体説明会 10:00 北庁舎3階第4会議室 △【市長】立候補予定者説明会 13:30 本庁舎2階 講堂						・【県議】不在者投票指定施設修動画WEBに掲載
2/23	木										
2/24	金				・ポスター掲示場設置業務(契約締結)						
2/25	土										
2/26	日										
2/27	月										
2/28	火				△【市議】確認団体説明会 10:00 北庁舎3階第4会議室 △【市議】立候補予定者説明会 13:30 本庁舎2階講堂						
3/1	水				● 委員会開催(臨時) 15:30 委員室 ・電算データ現在日						
3/2	木				・名簿登録処理						・【県議】立候補予定者説明会(三次会場)
3/3	金				・大量帳票作成用データ調製期限						・【市議】任期満了日前60日 ・【県議】立候補予定者説明会(三次会場)
3/4	土										
3/5	日										
3/6	月				・大量帳票作成用データの業者引渡し						・【県議】立候補予定者説明会(広島会場)
3/7	火				・【市長】【市議】投票用紙印刷及び引継ぎ(区選管立会)						・【県議】選挙長等事務打合せ会 15:30 WEB
3/8	水										・【県議】投票用紙印刷
3/9	木										
3/10	金										・【県議】投票用紙発送
3/11	土										
3/12	日										
3/13	月				・【市長】立候補届出関係書類の事前審査(14日まで) 8:30～ 市選管事務局選挙課・啓発課						
3/14	火				・【市議】【市長】確認団体の申請書類の事前審査(15日まで) 8:30～ 市選管事務局選挙課						

月日	曜日	期日前・後	告示前・長	告示前・県後議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考	
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令		
3/15	水				・市広報紙への記事掲載(投票日・期日前投票等)		・選挙のお知らせ受領・点検(南区・安佐北区・安芸区・佐伯区)					
3/16	木						・【市議】立候補届出関係書類の事前審査(17日まで)8:30～区選管事務局(中区9:00～)					
3/17	金						・選挙のお知らせ受領・点検(中区・東区)					
3/18	土						・「選挙のお知らせ」郵便局差し出し(南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区)	令31、市事25				
3/19	日						・「選挙のお知らせ」郵便局差し出し(中区、東区)					
3/20	月						・ポスター掲示場設置完了 △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 南区					
3/21	火											
3/22	水											
3/23	木						△投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 安佐南区					
3/24	金				・期日前投票周知用看板設置(区役所・出張所)		・ポスター掲示場設置検収 △投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 安佐北区					
3/25	土				・選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) ●委員会開催(臨時) 17:00 委員室 ■直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 ■【市長】ポスター掲示場の掲示開始日の告示 △【市長】立候補届受付リハーサル 15:00 本庁舎2階講堂	事83 自治法74.75.76.80.81.86、地教法8、合併特例法4.5 法144の2、市条1、市事104	・【市長】選挙人名簿登録基準日・登録日 ・選挙人名簿登録者数の報告(県選管・市選管へ) ●委員会開催 ・【市長】不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 ■【市長】ポスター掲示場の設置場所の告示	法22 令22、事12.83、市事18 令53.59の4、市事47の2 法144の2、市条1、市事101				
3/26	日				【市長】選挙期日の告示日							
					■【市長】選挙長及び同職務代理人の選任告示 法75、令81、市事66 ■【市長】選挙会の場所及び日時の告示 法78、市事69 ■【市長】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示 法196、市事161 ■【市長】選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 市公案4② ・【市長】立候補届出状況の報告受理(選挙長から) 法86の4、令92、市事74 ・【市長】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 法130、令108、市事87 ・【市長】出納責任者選任(異動)の届出受理 法180、市事157 ・【市長】選挙運動に使用する事務員等の届出受理 法197の2 ・【市長】選挙公報掲載文の届出受理 市公規2 ・【市長】選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施 17:20 本庁舎9階第1会議室 ・委員長談話、明推協会長談話 【確認団体関係】	■【市長】投票管理者及び同職務代理人(期日前投票所)の選任告示 法37.48の2、令25.49の7、市事20.45の4 ■【市長】期日前投票所の告示 法41.48の2、市事24.45の4 ■【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 法175③、選56、市事156 ■【市長】開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 法62、市事52 ■【市長】不在者投票の投票記載場所の告示 市33、市事46 ・【市長】開票立会人届出受理開始 法62、市事53 ・【市長】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(市選管へ) 法130、令108、市事87 ・【市長】ポスター掲示場への掲示開始 法144の2、市事104 ・【市長】ポスター掲示の便宜供与 令111の2、市事107 ・【市長】公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始 法163、令112 ・【市長】選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 法24 ・選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで) 法28の2.28の3 ・【市長】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 法38.48の2、令27.49の7、市事21.45の4	■【市長】選挙長事務取扱場所の告示 市事67 ・【市長】立候補届出(辞退)の受理 8:30～17:00 本庁舎2階講堂 市選管事務局 法86の4 ■【市長】立候補届出者の氏名等の告示 法86の4、市事73 ■【市長】選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 法76、市事68 ・【市長】候補者の被選挙権調査 市事75 ・【市長】選挙立会人の届出受理開始 法76 ・【市長】候補者の氏名等の報告(市選管)、通知(住所地の区長・区選管) 法86の4、令92、市事74					

月日	曜日	期日前・後	告示前・後	市長	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令	
					<ul style="list-style-type: none"> 【市長】政治団体の確認申請の受理開始 本庁舎2階講堂 (市選管事務局) 【市長】確認書の交付 【市長】政治活動用自動車の表示の交付 【市長】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付 【市長】政治活動用ポスターの証拠の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 法201の9③、令129の4 法201の9③、市事164 法201の11③、市事166 法201の11⑧、市事169 法201の11④、市事167 					
3/26	日				<ul style="list-style-type: none"> 【市長】政談演説会の開催届出の受理開始 【市長】確認団体が頒布するビラの届出の受理開始 【市長】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始 【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を区選管から報告受理 <p>● 委員会開催(臨時) 18:00 委員室 ・立候補届出状況 ・確認団体申請状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法201の11②、令129の5②、市事165 法201の9①、市事163 法201の15、市事171 	<ul style="list-style-type: none"> 【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 17:30 【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を市選管へ報告 【市長】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 【市長】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 法175③、運56 令32.49の7、市事26.45の4 令28.49の7、市事36.45の4 			
3/27	月						<ul style="list-style-type: none"> 【市長】期日前投票所及び不在者投票開始 8:30~20:00 区役所・出張所 【市長】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 速報リハーサル(第1回)県選管 13:00~ <p>△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 東区、安芸区、佐伯区</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法49の2.49、令50~ 法175②、令125の4、運56 			<ul style="list-style-type: none"> 速報リハーサル(第1回)県選管 13:00~
3/28	火				<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報の印刷 		<ul style="list-style-type: none"> 【市長】公営施設使用の個人演説会開始 「選挙のお知らせ」発送(新規登録分) <p>△ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 9:00、15:00 中区 15:00 西区</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法161.163、令112 令31、市事25 			
3/29	水				<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報(補完分)区選管へ送付 						
3/30	木				<ul style="list-style-type: none"> 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) <p>● 委員会開催(定例) 15:30 委員室</p> <p>■ 直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示</p> <p>■ 【市議】ポスター掲示場の掲示開始日の告示</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事83 自治法74.75.76、80.81.86、地教法8、合併特例法4.5 法144の2、市案1、市事104 	<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】選挙人名簿登録基準日・登録日 選挙人名簿登録者数の報告(県選管・市選管へ) ● 委員会開催 【県議】【市議】不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 【県議】【市議】ポスター掲示場の設置場所の告示 △ 【県議】【市議】立候補届受付リハーサル(区役所) 	<ul style="list-style-type: none"> 法22 令22、事12.83、市事18 令53.59の4、市事47の2 法144の2、市案1、市事98.101 			

月日	曜日	期日前・後	告示前・後	市長	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令	
3/31	金				【県議】【市議】選挙期日の告示日						
					<ul style="list-style-type: none"> ■【市議】選挙長及び同職務代理者の選任告示 法75.令81.市事66 ■【市議】選挙会の場所及び日時等の告示 法78.市事69 	<ul style="list-style-type: none"> ■【県議】【市議】投票管理者及び同職務代理者(期日前投票所)の選任告示 法37.48の2.令25.49の7.市事16.市事20.45の4 ■【県議】【市議】【市長】投票管理者及び同職務代理者(投票所)の選任告示 法37.令25.市事16.市事20 ■【県議】【市議】【市長】投票所の告示 法41.市事24 ■【県議】【市議】期日前投票所の告示 法41.48の2.市事24.45の4 ■【県議】【市議】【市長】投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 法40.市事23 	<ul style="list-style-type: none"> ■【県議】【市議】選挙長事務取扱場所の告示 法37.48の2.令25.49の7.市事16.市事20.45の4 ■【県議】【市議】立候補届出(辞退)の受理 8:30~17:00 区役所 ■【県議】【市議】立候補届出者の氏名等の告示 法86の4.市事73 	<ul style="list-style-type: none"> 市事67 法86の4 法86の4.市事73 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県選管【市議】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙) 		
3/31	金				<ul style="list-style-type: none"> ■【市議】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示 法196.市事161 ■【市議】開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない旨の告示 法79 ・【県議】【市議】立候補届出状況の報告受理(選挙長から) 法86の4.令92.市事74 ・【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 法130.令108.市事87 ・【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理 法180.市事157 ・【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理 法197の2 ・委員長談話、明推協会長談話 	<ul style="list-style-type: none"> ■【県議】【市議】【市長】開票管理者及び同職務代理者の選任告示 法61.令68.市事46.市事51 ■【県議】【市議】【市長】開票の場所及び日時等の告示 法64 ■【県議】【市議】開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時等の告示 法62.市事52 ■【県議】【市議】不在者投票の投票記載場所の告示 法33.市事46 ・【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(県・市選管へ) 法130.令108.市事87 ・【県議】【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理・同報告(県・市選管へ) 法180.市事157 ・【県議】【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理・同報告(県・市選管へ) 法197の2 ・【県議】【市議】開票立会人届出受理開始 法62.市事53 ・【県議】【市議】ポスター掲示場への掲示開始 法144の2.市事104 ・【県議】【市議】ポスター掲示の便宜供与 令111の2.市事107 ・【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始 法163.令112 ・【県議】【市議】選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 法24 ・【県議】【市議】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)(市長選挙期間中のため既に中断) 法28の2.28の3 ・【県議】【市議】【市長】投票管理者及び開票管理者へ候補者の氏名等の通知 令92 ・【県議】【市議】【市長】投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 法40 ・【県議】【市議】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 法38.48の2.令27.49の7.市事21.45の4 ・【県議】【市議】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 令32.49の7.市事23.市事26.45の4 ・【県議】【市議】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ 令28.49の7.市事20.市事36.45の4 ・【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 17:20 県議 18:20 市議 ・【市議】選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施 市議公報発4②.市議公報規6⑥ 17:50 	<ul style="list-style-type: none"> ■【県議】【市議】選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時等の告示 法76.市事68 ・【県議】【市議】候補者の被選挙権調査 市事75 ・【県議】【市議】選挙立会人の届出受理開始 法76 ・【県議】【市議】候補者の氏名等の報告(市選管)、通知(住所地の区長・区選管) 法86の4.令92.市事74 				
【確認団体関係】											
					<ul style="list-style-type: none"> ・【市議】政治団体の確認申請の受理開始 市選管事務局 法201の8②.令129の4 ・【市議】確認書の交付 法201の8②.市事164 ・【市議】政治活動用自動車の表示の交付 法201の11③.市事166 ・【市議】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付 法201の11③.市事169 ・【市議】政治活動用ポスターの証拠の交付 法201の11④.市事167 ・【市議】政談演説会の開催届出の受理開始 法201の11②.令129の5②.市事165 ・【市議】確認団体が頒布するビラの届出の受理開始 法201の8① ・【市議】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始 法201の15.市事171 						

月日	曜日	期日前・後	告示前・後	市議・市長	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令	
					<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を区選管からの報告受理 ●委員会開催 18:30 委員室 ・立候補届出状況 ・確認団体申請状況 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を市選管へ報告 ・投・開票事務従事者データを市選管へ提出 				
4/1	土				<ul style="list-style-type: none"> 街頭啓発 中区(紙屋町交差点付近) 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 区役所・出張所 【県議】【市議】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 ・街頭啓発(中区) 繁華街で啓発物資を配布 	法48の2,49,令50～	法175②,令125の4,運56		
4/2	日				<ul style="list-style-type: none"> 【市長】選挙公報を新聞折込により配布(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) 【市議】選挙公報の印刷 ・宣伝車による投票の呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開始 ・街頭啓発 繁華街で啓発物資を配布(中区を除く) 	法161,163,令112			
4/3	月				<ul style="list-style-type: none"> 【市議】選挙公報(補足分)区選管へ送付 						<ul style="list-style-type: none"> ・市区町連報結果報告事務打合せ会 14:00 場所未定
4/4	火						<ul style="list-style-type: none"> △開票事務打合せ会(進行指揮者, 班長) 15:00 中区、東区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区 【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任についての内由 	市事21			
4/5	水				<ul style="list-style-type: none"> 各任命権者への投・開票事務従事者の承認依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ●委員会開催(告示日選任の投票立会人以外を選任) ・重度身体障害者の郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求期限 【県議】【市議】【市長】選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m内にあるもの) 開票事務打合せ会(進行指揮者, 班長) 15:00 南区、安芸区 ・速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～ 	令59の4 法132			<ul style="list-style-type: none"> ・速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～
4/6	木				<ul style="list-style-type: none"> 【市議】選挙公報を新聞折込により配布(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) (補充立候補の場合)区選管から掲載順序の報告受理 ・投票所周知看板設置開始(8日まで) 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者への通知期限 【県議】【市議】【市長】開票立会人届出期限 【県議】【市議】【市長】開票立会人を定めるくじ 県議 17:20 市議 17:30 市長 17:40 【県議】【市議】【市長】開票立会人が3人に満たない場合の補充選任, 本人及び開票管理者への通知 (補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ(掲載順序の結果を市選管へ報告) 県議 18:10 市議 18:20 【県議】【市議】【市長】公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日 	法38,令27,市事21 法62,令69,市事53 法62 法62,令70の2,市事54,55 法175③,運56 法163	<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】【市長】選挙立会人の届出期限 【県議】【市議】【市長】選挙立会人を定めるくじ 県議 17:50(区) 市議 18:00(区) 市長 17:30(市) 【県議】【市議】【市長】選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任, 本人への通知 	法76,令82 法76 法76	
4/7	金				<ul style="list-style-type: none"> 【市議】【市長】選挙公報の配布期限 ・県・市合同の街頭啓発(八丁堀交差点) 	法170,市議公案5,市公案5	<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】【市長】選挙公報の配布期限 	法170,県議公案5,市議公案5,市公案5			
4/8	土				【県議】【市議】【市長】選挙運動最終日						
					<ul style="list-style-type: none"> 宣伝車による投票の呼びかけ 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数の速報受理 		<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】【市長】期日前投票・不在者投票 最終日 ・街頭啓発 各区繁華街で啓発物資を配布 【県議】【市議】【市長】投票所設営 【県議】【市議】【市長】開票所設営 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数を市選管へ速報 	法48の2①,49,令50 令32,市事26			

月日	曜日	期日前・後	市 告示前・長	市議・市 告示前・長 後議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
							<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】【市長】期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領 【県議】【市議】【市長】投票用紙、抄本(電子データ)、氏名揭示紙(県議・市議)等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ 	法55.48の2⑤、令49の11 令28、事20、市事36			
4/9	日				【県議】【市議】【市長】 選 挙 期 日						
					<ul style="list-style-type: none"> 投票状況速報受理(1時間毎及び結果) 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発) 		<ul style="list-style-type: none"> ●委員会開催 〔 投 票 〕 投票状況を県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果) 投票時間 7:00~20:00 ※ 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00~18:00 金 輪 7:00~18:00 佐伯区 第二十一・上多田 7:00~18:00 投票区数 広島市計277区 	事52、市事43 法40			
					<ul style="list-style-type: none"> ●委員会開催(臨時) 21:00 委員室 【県議】【市議】【市長】開票状況速報受理(22:00から30分毎及び結果) 	<ul style="list-style-type: none"> 中区 24区 東 区 21区 南区 33区 西 区 37区 安佐南区 39区 安佐北区 60区 安芸区 18区 佐伯区 44区 【県議】【市議】【市長】投票所内に候補者の氏名等を掲示 【県議】【市議】【市長】投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令 【県議】【市議】【市長】不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致 【県議】【市議】【市長】期日前投票を開票管理者へ送致 〔 開 票 〕 【県議】【市議】【市長】投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付 【県議】【市議】【市長】開票開始時刻 21:20 【県議】【市議】【市長】開票状況(22:00から30分毎及び結果)を速報(県選管・市選管へ) 開票の場所 中 区 広島市立広島みらい創生高等学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高等学校 西 区 広島市立中広中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立広島中等教育学校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校 	法175①、運56 法134 令60.61 法55.48の2⑤ 法55.48の2⑤ 法64 法66、市事62 法63				
4/10	月				<ul style="list-style-type: none"> 【市議】【市長】開票録写し・開票結果・選挙結果の報告書を検収 【市議】【市長】当選人決定の報告を受理 【市議】【市長】選挙録等の受理 ●委員会開催(臨時) 【市長】当選人の氏名・住所 10:30 委員室 【市議】当選人の氏名・住所 14:00 委員室 ■【市議】【市長】当選人の氏名・住所の告示 【市長】当選告知及び当選証書付与 11:30 会議室 【市議】【市長】当選人決定及び当選等に関する報告(県知事、県選管) 	市事77 法101の3、市事77 法83、令85、市事77 法101の3、市事78 法101の3②、105① 法108	<ul style="list-style-type: none"> 【県議】【市議】【市長】選挙結果の記録整理 【市長】選挙結果を市選管に報告(9:00まで) 開票録写し 開票結果の報告書 【県議】【市議】選挙結果を県選管・市選管に報告(11:30まで) 開票録写し 開票結果の報告書 投・開票所器材撤収及び整理 【県議】【市議】当選告知及び当選証書付与(伝達) 県議 15:00 市議 15:30 ホスター掲示場撤去開始 	事77、市事77 事77、市事77 法101の3②、105①	<ul style="list-style-type: none"> ●【県議】【市議】選挙会開催 10:00 区役所 ●【市長】選挙会開催 10:00 委員室 【県議】【市議】【市長】開票録写し・開票結果の報告書を検収 【県議】【市議】【市長】選挙録の作成 【県議】【市議】【市長】当選人決定の報告 【県議】【市議】【市長】選挙録等の送付 	法80 法80 法66③、80、令74 法83 法101の3、市事76、市事77 法83、令85、市事77	<ul style="list-style-type: none"> 県選管 【県議】開票録写し・開票結果・選挙結果の報告書を検収、当選人の決定報告・選挙録等受理

月日	曜日	期日前・後	告示前・長	告示前・県後議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備考
					事項	根拠法令	事項	根拠法令	事項	根拠法令	
					・ 投票所周知看板撤去開始 (11日まで)						
4/11	火				・ 礼状発送		・ 礼状発送				・ 【市長】任期満了日
4/12	水						・ ポスター掲示場撤去に伴う検収				

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は277、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区名	投票区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の内訳	
		学校	うち、幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所等	市関係建物	その他	区役所等	市関係建物
中	24	20	3	—	—	2	—	—	2	1	1
東	21	10	1	—	3	4	1	3	—	2	1
南	33	18	3	2	—	10	—	3	—	1	1
西	37	18	—	1	3	14	—	1	—	1	1
安佐南	40	19	—	—	4	15	1	1	—	4	1
安佐北	60	16	—	—	—	41	1	2	—	3	2
安芸	18	5	—	3	2	4	1	2	1	4	1
佐伯	44	10	—	5	9	17	1	1	1	2	1
市計	277	116	7	11	21	107	5	13	4	18	9

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

[中区]

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	上野学園ホール	広島市中区白島北町19番1号
白島第二	白島小学校体育館	広島市中区西白島町26番3号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町20番3号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町3番10号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地7番9号
袋町	袋町小学校1階玄関ホール	広島市中区袋町6番36号
★大手	広島みらい創生高等学校武道場	広島市中区大手町四丁目4番4号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町8番49号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目1番34号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目10番8号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町10番8号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目4番60号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目2番7号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目14番12号
吉島第四	広島刑務所鍛錬場棟	広島市中区吉島町13番地114
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町2番8号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目5番39号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町1番36号
舟入東	舟入高等学校北棟1階	広島市中区舟入南一丁目4番4号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目9番48号
江波第一	江波中学校図書室	広島市中区江波西一丁目1番13号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目2番53号
江波第三	栄光こども園ホール	広島市中区江波西二丁目32番1号
投票区数	24	

〔東区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品小学校体育館	広島市東区温品七丁目8番8号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地4
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目1番2号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地1
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目1番1号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目8番1号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	県立広島中央特別支援学校体育館	広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町11番2号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目14番45号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目10番67号
投票区数	21	

〔南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目7番27号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目13番22号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区的場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目9番26号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目3番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広島大学附属中・高等学校2階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号
黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
刈崎	柞木会館(柞木公園内)	広島市南区仁保三丁目2番8号
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目5番11号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目11番8号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣)	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号
出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目32番1号

似島	似島集会所	広島市南区似島町字家下752番地74
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島381番地9
投票区数	33	

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠第一	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目9番25号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目1番1号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校生徒会室（旧電気室）	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音小学校体育館	広島市西区観音本町二丁目1番26号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目19番28号
己斐第一	己斐集会所（己斐本町会館）	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所（己斐峠入口バス停東側）	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館（さくら保育所向側）	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目455番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町1番17号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目16番1号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目12番1号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町36番2号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番3号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	市営井口住宅東棟集会所	広島市西区井口三丁目4番1号
投票区数	37	

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号
安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号

安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘徳団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目13番1号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長東小学校体育館	広島市安佐南区長東四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
祇園第九	春日野小学校体育館	広島市安佐南区山本新町二丁目18番1号
沼田第一	戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地3
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区伴西五丁目1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区伴中央二丁目5番80号
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区伴東三丁目6番1号
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区大塚西一丁目26番6号
沼田第八	沼田合同庁舎	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目1番1号
投票区数	40	

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋地区多目的ホール	広島市安佐北区白木町大字志路5511番地6
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町789番地1
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目19番10号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町2584番地2

大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目14番1号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地5
綾ヶ谷第二	綾西集会所(綾西会館)	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	勝木台交流会館	広島市安佐北区亀山西一丁目3番28号
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地1
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目21番11号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目42番11号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番地1
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地5
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木761番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地1
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地2
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数	60	

〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	ケアハウス安芸中野	広島市安芸区中野三丁目9番5号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号
上瀬野	瀬野学区集会所	広島市安芸区上瀬野二丁目16番12号
みどり坂	みどり坂小学校体育館	広島市安芸区瀬野西一丁目38番1号
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
★船越南	北鴻治集会所(北鴻治会館)	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目41番9号
矢野第一	矢野小学校体育館	広島市安芸区矢野西六丁目11番1号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数	18	

〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目2番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
第三十一	石内北小学校体育館	広島市佐伯区石内北三丁目23番1号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1
和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	44	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

区 分	開設期間
広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙	令和5年4月1日から令和5年4月8日まで
広島市長選挙	令和5年3月27日から令和5年4月8日まで

区 名	期日前投票所等施設名	所在地
中	中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
東	東区役所3階第4・第5会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
南	南区役所4階4-1, 4-2, 4-3会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
西	西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
安佐南	安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所会議室	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
安佐北	安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
安 芸	安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
佐 伯	佐伯区役所3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。なお、これ以外の時刻に開設した期日前投票所は次のとおり。

区 名	期日前投票所等施設名	開設日	投票時間
中 東 南 西 安佐南 安佐北 安 芸 佐 伯	広島駅南口地下広場	4月6日から 4月8日まで	午前10:00～午後8:00

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区 名	開票所施設名	所在地
中	市立広島みらい創生高等学校体育館	広島市中区大手町四丁目4番4号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町1番18号
西	市立中広中学校体育館	広島市西区中広町三丁目1番41号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立広島中等教育学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安 芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
佐 伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

4 選挙人名簿登録者数

今回の選挙にかかる選挙時登録は、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令」（令和4年政令第352号）の規定により、次のとおり行った。

(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録

① 被登録資格の決定の基準となる日

令和5年3月25日

ただし、年齢については、選挙期日（4月9日）により算定

区名	令和5年3月25日現在の選挙人名簿登録者数		
	男(人)	女(人)	計(人)
中	52,867	62,112	114,979
東	46,547	51,574	98,121
南	57,135	60,460	117,595
西	74,284	80,671	154,955
安佐南	94,890	101,575	196,465
安佐北	56,336	62,154	118,490
安芸	31,910	32,136	64,046
佐伯	55,798	60,120	115,918
広島市計	469,767	510,802	980,569

② 登録の日

令和5年3月25日

(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録

広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にかかる選挙時登録により、新たに登録された者は、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙はもとより、広島市長選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日

令和5年3月30日

ただし、年齢については、選挙期日（4月9日）により算定

区名	令和5年3月30日現在の選挙人名簿登録者数		
	男(人)	女(人)	計(人)
中	52,861	62,090	114,951
東	46,543	51,568	98,111
南	57,117	60,462	117,579
西	74,272	80,676	154,948
安佐南	94,890	101,579	196,469
安佐北	56,321	62,147	118,468
安芸	31,902	32,131	64,033
佐伯	55,777	60,110	115,887
広島市計	469,683	510,763	980,446
広島県計	1,106,706	1,196,465	2,303,171

② 登録の日

令和5年3月30日

5 選挙長及び開票管理者等

(1) 選挙長及び同職務代理者等

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区名	選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開会時刻
中	中村 信介	薬師寺 直樹	広島市中区役所 2階第1会議室	令和5年4月10日 午前10時00分～
東	佐々木 和宏	市岡 泰三	広島市東区役所 5階研修室	
南	中田 憲悟	西本 和弘	広島市南区役所 3階3-1会議室	
西	原田 武彦	藤尾 賢二	広島市西区役所 4階研修室	
安佐南	高岡 優	植竹 良子	広島市安佐南区役所 4階講堂	
安佐北	大本 和則	萬ヶ原 伸二	広島市安佐北区役所 2階第3会議室	
安芸	栗井 良祐	松林 秀樹	広島市安芸区役所 3階第一会議室	
佐伯	久笠 信雄	杉浦 信人	広島市佐伯区役所 3階応接会議室	

② 広島市長選挙

選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開会時刻
三村 義雄	川添 あゆみ	広島市役所北庁舎 4階選挙管理委員室	令和5年4月10日 午前10時00分～

(2) 開票管理者及び同職務代理者

区名	開票管理者	同職務代理者	区名	開票管理者	同職務代理者
中	中村 信介	薬師寺 直樹	安佐南	高岡 優	植竹 良子
東	佐々木 和宏	市岡 泰三	安佐北	大本 和則	萬ヶ原 伸二
南	中田 憲悟	西本 和弘	安芸	栗井 良祐	松林 秀樹
西	原田 武彦	戸田 祐二	佐伯	久笠 信雄	杉浦 信人

6 選挙事務関係者

市・区職員等による従事の外、投票事務については、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙では全事務従事者の31.42%を、広島市長選挙では全事務従事者の29.99%を、それぞれ民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区 分	投票 管理者	投票 立会人	投票事務従事者				
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計	
選挙当日 投票所	中	24	89	—	265	37	302
	東	21	85	—	162	96	258
	南	33	96	—	179	164	343
	西	37	133	—	215	141	356
	安佐南	40	118	—	261	197	458
	安佐北	60	182	3	300	216	516
	安芸	18	41	—	119	76	195
	佐伯	44	107	—	231	197	428
市計	277	851	3	1,732	1,124	2,856	
期日前 投票所	中	20	27	30	78	9	117
	東	29	110	48	260	73	381
	南	11	25	28	—	26	54
	西	8	31	8	111	6	125
	安佐南	35	34	27	123	46	196
	安佐北	35	134	25	59	41	125
	安芸	34	73	—	128	52	180
	佐伯	33	62	38	73	19	130
市計	205	496	204	832	272	1,308	
合 計	中	44	116	30	343	46	419
	東	50	195	48	422	169	639
	南	44	121	28	179	190	397
	西	45	164	8	326	147	481
	安佐南	75	152	27	384	243	654
	安佐北	95	316	28	359	257	644
	安芸	52	114	—	247	128	375
	佐伯	77	169	38	304	216	558
市計	482	1,347	207	2,564	1,396	4,167	

② 広島市長選挙

区 分	投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者				
			市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計	
選挙当日投票所		① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に同じ					
期日前 投票所	中	20	27	30	78	9	117
	東	29	110	48	260	73	381
	南	16	25	28	—	26	54
	西	13	39	10	159	6	175
	安佐南	55	33	29	208	46	283
	安佐北	55	213	25	65	41	131
	安 芸	54	114	42	138	50	230
	佐 伯	33	62	38	73	19	130
	市 計	275	623	250	981	270	1,501
合 計	中	44	116	30	343	46	419
	東	50	195	48	501	107	656
	南	49	121	28	241	190	459
	西	50	172	10	374	147	531
	安佐南	95	151	29	469	243	741
	安佐北	115	395	28	365	257	650
	安 芸	72	151	42	266	102	410
	佐 伯	77	169	38	304	216	558
	市 計	552	1,470	253	2,863	1,308	4,424

(2) 開票事務関係者

区 名	開 票 管理者	開票立会人			開票事務従事者		
		①県議	②市議	③市長	市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	3	4	3	27	157	184
東	1	—	6	3	24	129	153
南	1	—	6	3	30	159	189
西	1	—	7	3	31	177	208
安佐南	1	7	6	3	33	250	283
安佐北	1	3	9	3	33	196	229
安 芸	1	3	3	3	29	103	132
佐 伯	1	—	7	3	27	141	168
市 計	8	16	48	24	234	1,312	1,546

(3) 選挙会事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙 ② 広島市長選挙

区 名	選挙長	選挙立会人		選挙会 事務従事者	選挙長	選挙 立会人	選挙会 事務従事者
		県議	市議				
中	1	3	3	6	1	3	2
東	1	3	3	5			
南	1	3	3	3			
西	1	3	3	6			
安佐南	1	3	3	6			
安佐北	1	3	3	4			
安 芸	1	3	3	5			
佐 伯	1	3	3	5			
市 計	8	24	24	40			

7 選挙啓発事業

広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

種別	事項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館、地域福祉センター、各区スポーツセンター等、各区民文化センター、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学等（104か所） 3月26日（日）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所（12か所） 出張所（12か所） 3月26日（日）～4月8日（土）	期日前投票を周知するため、立看板を掲出した。
		広島駅南口地下広場出入り口付近（9か所） 4月6日（木）～4月8日（土）	庁外期日前投票所の周知用看板を掲出した。
	③ 大看板の掲出	東区役所前 3月26日（日）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	④ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域（130か所） 4月7日（金）～4月9日（日）	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	⑤ 懸垂幕の掲出	市役所本庁舎、各区役所（9か所） 3月26日（日）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑥ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地 3月29日（水）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
	⑦ ポスターの掲出	広島駅南口地下広場、アストラムライン駅、広電宮島線市内各駅 3月27日（月）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
		大学、病院、店舗、金融機関等 3月27日（月）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ポスターを配布及び掲出を依頼した。
	⑧ 公共交通機関中吊り広告の掲出	市内電車、アストラムライン等 3月27日（月）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用中吊り広告を掲出した。
⑨ バス停広告	市内路線バスのバス停（29か所） 3月27日（月）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用バス停広告を掲出した。	
⑩ 大型垂れ幕の掲出	本通り、金座街アーケード 3月27日（月）～4月9日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大型垂れ幕を掲出した。	
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 各区での街頭啓発 （中・東・南・西・安佐南・安芸・佐伯区の7区）	各区において、区選管及び区明推協により、各区の繁華街において啓発物資を配布し、投票参加を呼びかけた。
		イ 市選管職員による街頭啓発 ・実施日 4月1日（土） ・実施場所 紙屋町交差点付近	市選管職員が啓発物資を配布し投票参加を呼びかけた。
		ウ 県選管及び県明推協との合同街頭啓発 ・実施日 4月7日（金） ・実施場所 八丁堀交差点付近	県・市選管及び県・市明推協等合同で、啓発物資を配布し投票参加を呼びかけた。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
街頭啓発等	② 宣伝車による巡回	・実施日 4月2日(日)、4月8日(土) 4月9日(日) ・宣伝車台数 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区各2台 計11台/日	選挙名、投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
	③ 花電車の運行	宮島線、白島線を除く市内電車各路線 3月26日(日)～4月9日(日)	選挙名、投票日等の周知看板を掲出した市内電車を走らせた。
広報活動等	① 市の広報番組での広報	4月8日(土)	市広報枠のラジオ番組及びラジオスポットで投票を呼びかけた。
	② 市選挙管理委員会ホームページでの広報	3月22日(水)～4月9日(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	③ 市広報用Twitter、facebookでの広報	3月26日(日)～4月9日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	④ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 3/15号	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	⑤ デジタルサイネージでの広報	民間施設のデジタルサイネージ(イオンみゆき店等) 3月27日(月)～4月9日(日)	デジタルサイネージを保有する民間施設に対して、選挙名、投票日等の選挙啓発コンテンツの掲出を依頼した。
	⑥ 区役所広告モニターでの広報	各区役所 3月27日(月)～4月7日(金)	各区役所1階に設置している広告モニターで、選挙名、投票日及び期日前投票等を周知した。
	⑦ スポーツ施設の大型ビジョンでの広報	エディオンスタジアム 3月26日(日) マツダスタジアム 4月7日(金)	大型ビジョンを活用し、選挙名、投票日及び期日前投票等を周知した。
その他	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所 3月27日(月)～4月7日(金)	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを住所異動者に配布した。
	② 館内放送による広報	広島駅周辺商業施設、スーパーマーケット等 3月27日(月)～4月9日(日)	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。
	③ 大学生への啓発	市内の大学 4月1日(土)～4月9日(日)	大学生に対する、選挙名、期日前投票、投票日を周知するメールの送信及び構内でのポスター掲示を依頼した。
	④ イベントでの啓発	広島市二十歳を祝うつどい 1月9日(月・祝)	模擬投票や選挙クイズを実施し、選挙への関心を高めるとともに、選挙名、投票日を周知した。

- ②～③ 広島広域都市圏ポイント/児童虐待防止対策/人生会議/
新型コロナワクチン など
④～⑥ 暮らしのガイド、施設のイベント
⑦～⑧ 区版



◀ 広報紙がスマホで
読めます(10言語対応)

立候補予定者説明会を開催

立候補の届け出方法や選挙運動の概要などを説明します。

●市長選挙

対3月26日(日)告示、4月9日(日)投票
開票予定の市長選挙に立候補
を予定している人

日2月22日(水)13:30～16:00

場市役所本庁舎

●市議会議員選挙

対3月31日(金)告示、4月9日(日)投票
開票予定の市議会議員選挙に
立候補を予定している人

日2月28日(火)13:30～16:00

場市役所本庁舎

問市選挙管理委員会(☎504-
2513、☎504-2519)

- 2～3 安佐医師会病院などが開設/マスク着用の考え方の見直し/薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」/市議会議員選挙・市長選挙 など
- 4～5 **特集** ごみ減量No.1のまち
- 6～8 くらしのガイド施設のイベント



◀ 広報紙がスマホで読めます(10言語対応)

4/9 (日) 県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙に投票を

広島を託す大切な選挙に、あなたの一票を投票しましょう。

●投票できる人

平成17年4月10日までに生まれた人で、今年3月30日現在、市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民(昨年12月30日までに住民基本台帳に記録された人)。

●転入・転出した人はご注意ください

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。県内の他の市町に転出した人は、市長選挙・市議会議員選挙に投票できません。県外に転出した人は、市長選挙・市議会議員選挙・県議会議員選挙のいずれにも投票できません。詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票時間は7:00～20:00

ただし、南区の似島集会所は6:00～18:00。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は7:00～18:00です。

●「選挙のお知らせ」は世帯ごとに封書で届きます

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を、世帯ごとに「封書」(下イラスト)で郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合でも投票できます。投票所職員にお申し出ください)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。



※「選挙のお知らせ」裏面は、期日前投票用の案内と宣誓書です。期日前投票をする場合のみ、記入してお持ちください

●投票用紙は3種類

白色の投票用紙は「県議会議員選挙」、水色の投票用紙は「市議会議員選挙」、黄色の投票用紙は「市長選挙」で、いずれも候補者の氏名を記入します。

●点字投票や代筆による投票も

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病気がけがなどのため自分で記入できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

●期日前投票のご利用を

投票日に仕事やレジャーなどで、投票に行けない人は、期日前に投票ができます。投票できる場所は、住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)です。連絡所はできません。

【日時】市長選挙は3月27日(月)～4月8日(土)、市議会議員選挙・県議会議員選挙は4月1日(土)～8日(土)のいずれも8:30～20:00(土・日曜日投票できません)

※広島駅南口地下広場でも、4月6日(木)～4月8日(土)の10:00～20:00に期日前投票ができます

●不在者投票のご利用も

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会に投票ができます。新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅などで療養している人で、一定の要件に該当する人は在宅などで投票ができます。

※あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください

●選挙公報を配布します

選挙公報を朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込む予定です。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも、届き次第配布します。

●有権者の皆さんへ

- ・投票所内での咳エチケットなどにご協力ください
- ・投票所に備え付けの消毒液で手指の消毒をお願いします
- ・各自で持参された筆記用具で投票ができます(投票所でも筆記用具を用意しています)

投票所では、従事職員のマスクの着用、記載台の定期的な消毒など、新型コロナウイルスの感染予防対策を行っています。ぜひ投票所にお越しください。

区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)、区選挙管理委員会(ファクスは6㊦左上)

区	電話	区	電話
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753



ご注意 投票所が中島小学校・吉島小学校の人へ

投票所が中島小学校体育館・吉島小学校体育館の人のうち一部区域にお住まいの人の投票所が広島刑務所鍛錬場棟(武道場)に変わります。最近転居した人は投票所が違う場合がありますので、選挙が執行される際に送付する「選挙のお知らせ」に記載された投票所をよくご確認の上、お間違えのないようご注意ください。

詳しくは市ホームページで。
 区選挙管理委員会事務局
 (☎504-2544、☎541-3835)

市HP ページ番号 316547



投票所変更のお知らせ

4月9日(日)執行の統一地方選挙(広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙、広島市長選挙)では、次の投票区の投票場所が変更となります。

投票区	変更前	変更後
安古市第十四投票区	ふじが丘集会所	高長集会所 (高取北四丁目4-14)

区選挙管理委員会(区政調整課内) (☎831-4927、☎877-2299)

4月9日
(日)

広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙・広島市長選挙
の投票日です！

広島市で投票できる方

次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成17年4月10日までに生まれた人
(投票日に満18歳以上)
- ② 令和5年3月30日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民
(令和4年12月30日までに住民基本台帳に登録された人)
※ 3月30日現在、広島市内に住所がなくても3か月以上広島市内に居住していた人は、県議会議員選挙のみ投票できる場合がありますので、お問い合わせください。

【最近住所を変えた方について】

- ◆広島市内で転居した人(既に選挙人名簿に登録されている人)
次の住所地で投票できます。
・3月1日までに届出をした人は現在の住所地(転居後の住所地)
・3月2日以降に届出をした人は旧住所地(転居前の住所地)
- ◆広島市から広島県内の他市町に転出した人
市議会議員選挙及び市長選挙は投票できません。
県議会議員のみ投票できる場合があります。広島市で投票するためには、次の条件を全て満たす必要があります。
① 広島市のいずれかの区で選挙人名簿に登録されていること。
② 広島県内の市や町の間でのみ住所を変えていること。
③ 引き続き県内に住所を有することについて、証明書を提示又は確認を受けること。
- ◆広島市から広島県外に転出した人
県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙の投票はできません

選挙のお知らせを「封書」でお届けします

世帯ごとにまとめて「封書」でお送りします。世帯の皆様の「選挙のお知らせ」が入っていることを確認してください。

点字・代筆による投票

視覚に障害のある人は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない人は、投票所職員に代筆により投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

選挙公報

候補者の政見等を掲載した選挙公報を市長選挙は4月2日(日)、県議会議員選挙及び市議会議員選挙は4月6日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

投票時間

7:00~20:00までです。ただし、南区の似島集会所は6:00~18:00まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は7:00~18:00までです。

◆投票所内での咳エチケット、手指の消毒などにご協力ください。

◆各自で持参された筆記用具で投票ができます。(投票所でも筆記用具を用意しています。)

(お問合わせ先) 市・区 選挙管理委員会	市 ⇒	TEL 504-2513	南区 ⇒	TEL 250-8934	安佐北区 ⇒	TEL 819-3959
	中区 ⇒	TEL 504-2544	西区 ⇒	TEL 532-0925	安芸区 ⇒	TEL 821-4903
	東区 ⇒	TEL 568-7703	安佐南区 ⇒	TEL 831-4927	佐伯区 ⇒	TEL 943-9753

投票用紙の種類

広島県議会議員選挙 …… 白色の用紙
広島市議会議員選挙 …… 水色の用紙
広島市長選挙 …… 黄色の用紙
※ 候補者の氏名を記入してください。

期日前投票

用事や仕事などで、4月9日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。

【期日前投票ができる期間及び時間】

- ◆市長選挙
3月27日(月)~4月8日(土) (土・日曜日含む)
8:30~20:00まで
- ◆県議会議員選挙・市議会議員選挙
4月1日(土)~4月8日(土) (土・日曜日含む)
8:30~20:00まで

【投票場所】

選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。)
※連絡所ではできません。
※広島駅南口地下広場でも4月6日(木)~8日(土)の10:00~20:00に、期日前投票ができます。
(受付は区ごとに行います。)

【持っていくもの】

「選挙のお知らせ」裏面の期日前投票宣誓書欄に記入して、ご持参ください(届いているとき)。「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合は、期日前投票所に備付の【期日前投票宣誓書】に記入していただきます。

他の市区町村での不在者投票

出張などで4月9日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。
「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)
マイナンバーカードを使用して広島市電子申請システムからも請求できます。(詳しくは広島市のホームページをご覧ください。)

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は4月5日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人



防災



暮らし・手続き



事業者向け情報



観光・文化・スポーツ



原爆・平和



市政

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [市政](#) > [市政運営・行政改革](#) > [選挙](#) > [選挙](#) > 4月9日（日）は、広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙・広島市長選挙の投票日です。

足あと [4月9日（日）は、広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙・広島市長選挙の投票日です。](#) > 4月9日（日）は、広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙・広島市長選挙の投票日です。

選挙

4月9日（日）は、広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙・広島市長選挙の投票日です。

ページ番号：0000319334 更新日：2023年4月2日更新 [印刷ページ表示](#)



4月9日（日）は
広島県議会議員選挙・広島市議会議員選挙・
広島市長選挙の投票日です。

投票時間 7：00から20：00時まで（一部地域を除く）

★南区の似島集会所は6：00から18：00、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は7：00から18：00まで

[投票区・投票所一覧表 \[PDFファイル/599KB\]](#)

1 投票日当日に投票できる人

◆選挙人名簿に登録される次の(1)~(3)の要件を満たす人で、投票日当日に選挙権を有する人は投票できます。

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成17年4月10日までに生まれた人（投票日に満18歳以上）
- (3) 令和5年3月30日現在、広島市内に住所があり、引き続き3ヶ月以上住んでいる人（令和4年12月30日までに広島市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人）

◆選挙人名簿に登録されている人のうち最近住所を変えた場合について

(1)広島市内で転居した人

- ・ 3月1日までに届出をした人は現在の住所地（転居後の住所地）で投票できます。
- ・ 3月2日以降に届出をした人は旧住所地（転居前の住所地）で投票できます。

(2)広島市から広島県内の他市町に転出した人

県議会議員選挙のみ投票できる場合があります。

※ 広島市で投票するためには、次の条件を全て満たす必要があります。

1. 広島市のいずれかの区で選挙人名簿に登録されていること。
2. 広島県内の市や町の間でのみ住所を変えていること。
3. 引き続き県内に住所を有することについて、証明書を提示又は確認を受けること。

(3)広島市から広島県外に転出した人

県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙の投票はできません。

2 投票のしかた

いずれも候補者の氏名を記入してください。

(1)県議会議員選挙 投票用紙（白色）

※東区選挙区、西区選挙区、佐伯区選挙区は無投票になりました。

(2)市議会議員選挙 投票用紙（水色）

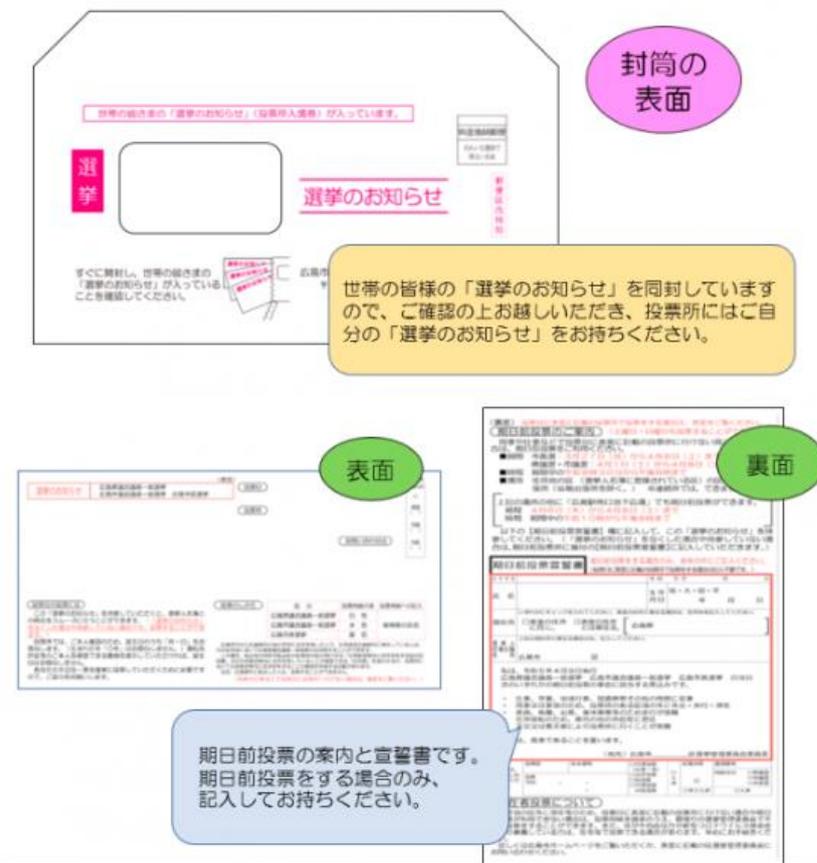
(3)市長選挙 投票用紙（黄色）

3 「選挙のお知らせ」

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を、世帯ごとに封書で順次郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ、日時・場所などを記載した「選挙のお知らせ」が入っていますので、投票するときにご持参ください。（下のイメージ図をご参照ください。）

「選挙のお知らせ」が届く前や、届いた後になくされたり、投票する際に持参されていなくても投票できます。投票所や期日前投票所でその旨を伝えてください。届かない場合は、お住いの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

【イメージ図】



4 期日前投票

用事や仕事などで、投票日に投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

◆日時

<市長選挙>

3月27日(月)～4月8日(土) (土・日曜日投票できます。)

8:30～20:00まで

<県議会議員選挙・市議会議員選挙>

4月1日(土)～4月8日(土) (土・日曜日投票できます。)

8:30～20:00まで

◆場所

住所地（選挙人名簿登録地）の区役所、区内の出張所です（似島出張所は除きます。）。

連絡所ではできません。

◆持参するもの

「選挙のお知らせ」裏面の期日前投票宣誓書欄に記入して、持参してください。「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合は、期日前投票所に備付の【期日前投票宣誓書】に記入していただきます。

（「選挙のお知らせ」が届く前でも期日前投票はできます。）

広島駅南口地下広場でも期日前投票ができます！

期間：4月6日（木曜日）から4月8日（土曜日）まで

時間：10:00～20:00まで

受付は区ごとに行います。

4月9日（日曜日）の投票日に用事がある方は、ぜひ、ご利用ください。



[期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表](#)

5 不在者投票

投票日に投票に行けない場合や、期日前投票を利用できない場合は、不在者投票をすることができます。

◆不在者投票のできる場所

(1)都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（入院・入所中の人に限られます。）
詳しくは、入院・入所している施設におたずねください。

(2)名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会（出張や旅行等で他の市区町村の選挙管理委員会
不在者投票する場合など）

「[不在者投票請求書・宣誓書 \[PDFファイル/147KB\]](#)」を、選挙人名簿に登録されている区
の選挙管理委員会へ郵便等で送付または持参（FAX、電子メールは不可）または、電子申請で請求して
ください。（電子申請のご利用には公的個人認証による証明書の電子署名が必要です。）

投票用紙の郵送は、告示日以降になります。

詳しくは関連情報>>>[県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙の不在者投票](#) をご覧ください。

◆新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅等で療養している人で一定の要件に該当する人は在
宅などで投票ができます。

あらかじめ手続きが必要です。

詳しくは、関連情報>>>[特例郵便等投票](#)についてご覧ください。

6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等
で投票できます。投票用紙は4月5日（水曜日）までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 >>>[体が不自由な人の投票は？](#) をご覧ください。

7 点字・代筆による投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者の氏名を記載できない人は、投票所の職員の代筆により投票ができます。お気軽に投票所職員にお申し出ください。

8 選挙公報

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を、市長選挙は4月2日(日)、県議会議員選挙及び市議会議員選挙は4月6日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届き次第備え付けます。

- ・広島市長選挙の選挙公報は[こちら](#)
- ・広島市議会議員一般選挙の選挙公報は[こちら](#)
- ・広島県議会議員一般選挙の選挙公報は[こちら](#) <外部リンク>

9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所 (己斐峠入口バス停東側)	西区己斐上一丁目 14番5号
安佐南区	安古市第十四	高長集会所	安佐南区高取北四丁目 4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目 41番26号

10 前回の選挙(※)と投票所が異なる投票区

※令和4年7月10日参議院議員通常選挙

次の投票区は投票所が前回の選挙の投票所と異なります。
ご注意ください。

投票区・投票所一覧はこちらをご覧ください。📄 [投票区・投票所一覧表 \[PDFファイル/599KB\]](#)

		令和5年4月9日 県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙		前回選挙 (令和4年7月10日 参議院議員通常選挙)
区	投票区	投票所	住所	投票所
中区	吉島第四	広島刑務所鍛錬場棟	中区吉島町 1 3 - 1 1 4	(吉島第一投票区、 中島投票区からの 分区による新設)
東区	戸坂第四	県立広島中央特別支援 学校体育館	東区戸坂千足二丁目 1 - 4	戸坂小学校体育館
南区	翠町第三	広島大学附属中・高等 学校 2 階教室	南区翠一丁目 1 - 1	広島大学附属中・高等 学校 1 階教室
西区	己斐第五	己斐上小学校体育館	西区己斐上六丁目 4 5 5	己斐上小学校校舎 1 階 教室 (ふれあい広場)
安佐南区	安古市第 十四	高長集会所	安佐南区高取北四丁目 4 - 1 4	ふじが丘集会所
安佐北区	可部第六	可部南集会所	安佐北区可部東二丁目 2 5 - 3	上原東集会所

11 有権者のみなさまへ

- 投票所内での咳エチケット等にご協力ください。
- 投票所に備え付けの消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 投票所には筆記用具を用意していますが、各自が持参した筆記用具でも投票ができます。
- 過去の選挙における期日前・当日の投票状況を掲載していますので、混雑回避の参考としてください。

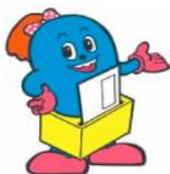
>>> [平成31年統一地方選挙における投票者数 \(期日前投票・投票日別\)](#)

>>> [平成31年統一地方選挙における投票者数 \(選挙当日・時間別\)](#)

投票所では、記載台の定期的な消毒などを行っています。

12 お問い合わせ先

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会		
電話 504-2513 市 ファックス 504-2519	電話 250-8934 南区 ファックス 252-7179	電話 819-3959 安佐北区 ファックス 815-3906
電話 504-2544 中区 ファックス 541-3835	電話 532-0925 西区 ファックス 232-9783	電話 821-4903 安芸区 ファックス 822-8069
電話 568-7703 東区 ファックス 262-6986	電話 831-4927 安佐南区 ファックス 877-2299	電話 943-9753 佐伯区 ファックス 923-5098



関連情報

- ・ [【R5統一】投票区・投票所一覧表 \[PDFファイル/599KB\]](#)
- ・ [期日前投票所（及び不在者投票記載場所）一覧表](#)
- ・ [選挙管理委員会への問い合わせは？](#)

ダウンロード

- ・ [指定病院等における不在者投票・各種様式](#)

このページに関するお問合せ先

市選挙管理委員会 事務局 啓発課 広報担当

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel : 082-504-2794 Fax : 082-504-2069

shisenkan@city.hiroshima.lg.jp

(表)

世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」（投票所入場券）が入っています。

選
挙

選挙のお知らせ

郵便区内特別

すぐに開封し、世帯の皆さまの「選挙のお知らせ」が入っていることを確認してください。



広島市〇〇〇区選挙管理委員会（〇〇〇区役所内）
〒〇〇〇-〇〇〇〇
広島市〇〇区〇〇丁目〇番〇〇号
電話 082-〇〇〇-〇〇〇〇
ファクス 082-〇〇〇-〇〇〇〇

料金後納郵便
きれいな選挙で 明るい未来

(裏)

- 投票日に投票所へ行けない場合は、期日前投票をご利用ください。
(詳しくは「選挙のお知らせ」(裏面)をご覧ください。)
- 選挙公報を新聞(中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経)に折り込みます。
新聞を購読していない方で必要な方には郵送しますので、区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。なお、発行後には区役所、出張所、公民館などに順次備え付けます。
- 投票所では、従事職員のマスクの着用、記載台の定期的な消毒など、新型コロナウイルスの感染防止対策を行っています。
 - ・投票所ではマスクの着用、咳エチケット、備付けの消毒液で手指消毒をお願いします。
 - ・投票所には筆記用具を用意していますが、各自が持参した筆記用具でも投票ができます。
 - ・過去の選挙の投票状況(期日前投票の日ごとの投票者数や投票日当日の時間ごとの投票者数)を広島市ホームページに掲載しますので、混雑を回避する際の参考としてください。
- 新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅等で療養している方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができます。詳しくは広島市ホームページをご覧ください。
- 「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合でも、投票することができます。

QR
コード

広島市ホームページ

(表)

選挙のお知らせ

広島県議会議員一般選挙
広島市議会議員一般選挙
広島市長選挙

投票日

投票所

お問い合わせは

選挙使用簿

名簿対照	◎
県議	()
市議	()
市長	()

投票日の投票には

この「選挙のお知らせ」を持参していただくと、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。**「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合でも、投票することができます。**

投票所では、ご本人確認のため、誕生日のうち「月・日」をお尋ねします。(生まれた年「〇年」はお尋ねしません。)運転免許証等のご本人を確認できる書類を提示していただければ、誕生日はお尋ねしません。

あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

区分	投票用紙の色	投票用紙への記入
広島県議会議員一般選挙	白色	候補者の氏名
広島市議会議員一般選挙	水色	
広島市長選挙	黄色	

広島市内から広島県内の他の市町に住所を移した人で、引き続き広島県内に居住している人は、元の住所地において広島県議会議員一般選挙のみ投票することができます。

この場合、転出先の市町や転出前の広島市の区が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は引き続き県内に住所を有していることが確認できる「住民票」を提示するか、投票所において引き続き県内に住所を有することの確認が必要となります。

なお、広島県外に転出した人は、投票することができません。

(用事や仕事などで投票日に投票所へ行けない場合は、裏面をご覧ください。)

(裏)

(裏面) 投票日に表面に記載の投票所を投票する場合は、表面をご覧ください。用事や仕事などで投票日に表面に記載の投票所に行けない見込みである場合は、期日前投票をご利用ください。

(期日前投票のご案内)

(土曜日・日曜日も投票することができます。)

- 期間 市長選：3月27日(月)から4月8日(土)まで
- 県議選・市議選：4月11日(土)から4月8日(土)まで
- 時間 期間中の午前8時から午後8時まで
- 場所 住所地の区(選挙人名簿に登録されている区)の区役所、出張所(出張所を除く) ※連絡所では、できません。

上記の場所以外に「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。

期間 4月6日(木)から4月8日(土)まで

時間 期間中の午前10時から午後8時まで

以下の【期日前投票宣誓書】欄に記入して、この「選挙のお知らせ」を持参してください。「選挙のお知らせ」をなくした場合や持参していない場合は、期日前投票所に備付の【期日前投票宣誓書】に記入していただきます。

期日前投票宣誓書

(投票日に表面に記載の投票所を投票する場合は記入不要です。)

ふりがな	令和5年	年	月	日
氏名	生年	月	日	年
現住所	広島県			
選挙人名簿記載の住所	広島県			
選挙人住所	広島県			
住居	区			

私は、令和5年4月9日執行 広島県議会議員一般選挙 広島市長選挙 の当日 次のいずれかの期日前投票の事由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- ・ 住所移転のため、県内の他の市区町に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

(宛先) 広島市 区選挙管理委員長

投票区 (心身・他)	郵便番号	区選挙管理委員会	区役所	区役所
〒				
〒				

※石欄は、投票区、郵便番号、区選挙管理委員会、区役所、区役所を記入してください。

不在者投票について

住所地の区外に滞在等のため、投票日に表面に記載の投票所に行けない場合や期日前投票が利用できない場合は、投票用紙を請求のうえ、最寄りの選挙管理委員会にて不在者投票を受けることができます。

また、体が不自由な方や新型コロナウイルス感染症により療養している方は、在宅等で投票できる場合があります。早めにお手続ください。

詳しくは広島市ホームページをご覧ください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

県内転出者用

郵便はがき

料金後納郵便

きれいな選挙で
明るい未来

選挙事務

（差出人）

選挙のお知らせ

広島県議会議員一般選挙

投票日

投票所

選管使用欄

※詳しくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表面に記載の投票所で投票することができます。ただし、現住所地の市町や転出前の広島市の区が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は引き続き県内に住所を有することが確認できる「住民票」を提示するか、投票所において引き続き県内に住所を有することの確認を申請する必要があります。なお、現住所地の選挙人名簿に登録の人や広島県外に転出した人は投票することができません。

投票日に表面に記載の投票所に来られない場合は、**期日前投票・不在者投票をご利用ください。**

- 転出前の広島市の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く）で期日前投票をする場合
期日前投票所において、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示していただくか、引き続き県内に住所を有することの確認を申請してください。
また、この「選挙のお知らせ」を持参していただく、選挙人名簿との照合をスムーズに行うことができます。（「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。）
- 現住所地の選挙管理委員会では不在者投票をする場合
 - (1) 右の請求書・宣誓書欄に記入して、この「選挙のお知らせ」を封筒に入れて（「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を添付する場合は該当の口をチェックを入れて、表面に記載の区選挙管理委員会に郵送してください。（ファクス・電子メールは不可）
※マイナンバーカードを使用して広島市電子申請システムからもご請求いただけます。
詳しくは広島市のホームページをご覧ください。
 - (2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、それを持って現住所地の選挙管理委員会では不在者投票をしてください。
 - (3) 郵便のやりとり日に日数を要しますので、請求は早めにしてください。

期日前投票・不在者投票ができる期間及び時間

■ 4月1日（土）から4月8日（土）まで 土曜日・日曜日
もできます。

■ 期間中の午前8時30分から午後8時まで

※広島市以外で不在者投票を行う場合は、時間や場所について各市区町村にお問い合わせください。
※「広島駅南口地下広場」でも期日前投票ができます。（4月6日（木）から4月8日（土）までの毎日午前10時から午後8時まで）

不在者投票請求書・宣誓書

私は、令和5年4月9日執行広島県議会議員一般選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和5年 月 日

不在者投票事由
住所移転のため、他の市町に居住

現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電 話	() -

引続居住証明書類を添付する場合は、いずれかにチェックを入れてください。
引き続き県内に住所を有する旨の証明書 住民票

書類を添付しない場合やいずれにもチェックがされていない場合は「引き続き県内に住所を有することの確認」の申請があったものとして処理します。